

国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員3名以上で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(2) 病院管理に関する経験又は法律に関する専門的知識を有する学外者 若干名</p> <p>(3) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 委員の半数以上は、本学と利害関係を有しない者でなければならない。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員会に委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。</p> <p>6 委員長は委員会を招集し、議長となる。</p> <p>7 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>8 委員会は、原則、毎事業年度に2回以上開催する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>(開催)</p> <p><u>第3条の2</u> 委員会は、原則として、毎事業年度に2回以上開催する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開くことができる。</p> <p>附 則 (令和6年5月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和6年5月27日から施行する。</p>